

LN064-C

2001 年第 64 號法律公告

《2001 年核數條例 (修訂附表 1) 公告》

(根據《核數條例》(第 122 章)

第 18(1) 條訂立)

1. 須由署長審計的帳目及基金

《核數條例》(第 122 章) 附表 1 現予修訂，加入——

"13. 自願安排個案中 破產管理署署長 《破產條例》(第 6 章) 第 2 ("代名
破產管理署署長 人" 的定義) 及 20H(1)(a)(ii) 條

帳戶 及《破產規則》(第 6 章，附屬法例) 第 122C(2)(i) 及 122D(3) 及

(4) 條。"

庫務局局長

俞宗怡

2001 年 3 月 5 日

註 釋

本公告修訂《核數條例》(第 122 章) 附表 1，加入由破產管理署署長根據《破產條例》(第 6 章) 第 2 ("代名人" 的定義) 及 20H(1)(a)(ii) 條及《破產規則》(第 6 章，附屬法例) 第 122C(2)(i) 及 122D(3) 及 (4) 條所運作的自願安排個案中破產管理署署長帳戶。